

大阪市立大学学術情報総合センター資料収集基準

(趣旨)

- 1 この基準は、大阪市立大学学術情報総合センター（以下「センター」という。）における資料の収集に関する基本的な取扱いを定めることを目的とする。

(基本方針)

- 2 センターは、本学の教育・研究及び学生（学部学生、大学院学生及びそれに準ずる者）の学習・人格形成を支援し、高度情報化社会における学内外への情報発信を行う拠点として、真価を発揮するために必要な資料を収集する。
- 3 資料の収集は、全学的視野に立ち、学内諸機関と相互に協力し、総合的かつ体系的に行う。
なお、専門分野の研究用資料は、各研究科等学内諸機関が研究費により選定、収集を行い、センターは本学の研究、調査、学習上必要な基礎的かつ基本的資料の選定、収集を行う。
- 4 資料の収集は、教育・研究の高度化に対応し、図書・逐次刊行物等の冊子体資料のほか、マイクロ資料、デジタル資料、オーディオビジュアル資料、オンライン資料等、資料の形態を問わず、適切に行う。
- 5 資料の収集に際しては、購入のみならず、寄贈、交換等の手段を活用し、センターにおける蔵書構成を魅力あるものにする。また、本学関係資料については、学内諸機関の協力を求め、積極的かつ網羅的に収集する。
- 6 資料の収集に際しては、著作権には十分に配慮する。
- 7 図書費の効率的な使用、センターにおける資料の収容能力等の観点から、重複は最小限に止めるものとし、必要に応じて、センターが重複調整を行う。ただし、利用の多い学習用資料等については配慮する。

(資料の種類)

- 8 学習用資料
学生が講義を理解し、レポート・論文等を作成するために必要な資料を収集する。
また、学生の自発的学習意欲を積極的に支援する資料の収集に努める。
- 9 研究用資料
基本的かつ共同利用のための研究用資料及び各研究科等の収集に含まれない学際分野、広域分野、複合分野の資料を収集する。
- 10 一般的資料
一般的・社会的な情報収集のための資料及び広く社会人としての教養・人格形成に役立つ資料を収集する。
- 11 参考資料及び二次資料
参考資料、統計資料及び情報検索用データベース等の資料で、共同利用が見込め、

かつ特定の分野に特化しすぎないものを収集する。

1 2 特色ある資料

「都市型総合大学」として個性のある蔵書構成を維持・構築していくため、特色ある資料を収集する。

1 3 本学関係資料

本学又は学内諸機関が刊行する資料、本学で受理された学位論文、本学の沿革、教育、研究等本学に関する資料及び本学関係者の著作物を収集する。

1 4 大学運営関係資料

本学の運営、機能の向上に必要な資料を収集する。

(選定方法)

1 5 資料購入計画

センターにおける資料購入計画は、学術情報総合センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)が決定する。

1 6 資料の選定

センターが収集する資料の選定については、運営委員会が決定した購入計画に基づき、適正に行う。高額資料等の選定については、必要に応じて、運営委員会で協議し、決定する。

1 7 「学生用推薦図書制度」により全学教員から推薦された資料又は学生その他の利用者から購入を希望された資料については、既蔵資料、予算等を考慮し、購入を決定する。

1 8 寄贈資料

寄贈の申出を受けた資料については、この基準に基づき、資料の種類、既蔵資料との関係、書庫の収容能力等を考慮し、受入れの可否を決定する。

また、寄贈の申出を受けたコレクションは、運営委員会において、コレクションの性質、資料の種類、既蔵資料との関係、書庫の収容能力等を考慮し、必要に応じて関連する分野の教員の意見を参考の上、受入れの可否を決定する。

(資料の保存)

1 9 収集した資料の保存については別に定める。

(施行細則)

2 0 この基準の実施にあたって必要な事項はセンター所長が定める。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から実施する。